

第一号議案

令和三年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和三年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和三年十一月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津男

提案理由

知事から照会のあった令和三年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

案

教委教改第 号  
令和3年11月 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県教育委員会  
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和3年11月17日付け財第377号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



(公印省略)

財 第 3 7 7 号  
令和3年11月17日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・工事請負契約の変更について

2 議案提出県議会

令和3年第4回定例会

1.改正概要

- 現行条例では、使用料及び手数料の徴収方法を納入通知書、収入証紙、現金、口座振替に限定（第4条）
- 行政手続のキャッシュレス化に併せて、条例第4条にキャッシュレス決済できる根拠規定を追加

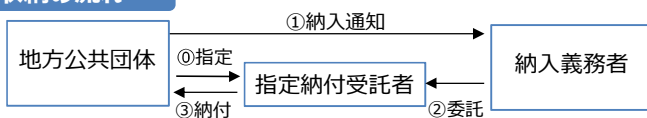
2.改正条文

| 新  | 旧  |
|--|--|
| 第四条（略）   | 第四条 使用料及び手数料の徴収方法は、納入通知書 によるものとし、別に定めるものにあつては、収入証紙、現金又は口座振替によつて徴収することができる。 |
| 2 前項の規定にかかわらず、使用料及び手数料を納付しようとする者が地方自治法第二百三十一条の二三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該使用料及び手数料を納付することができる。 | (新設)   |
| 3 (略)  | 2 使用料及び手数料は、規則で定めるものを除き、使用の開始前又は申請とともにその都度徴収する。                            |

3.指定納付受託者について

- H18からクレジットカードによる公金の収納を可能とするため指定代理納付制度が導入
- 指定代理納付制度は、スマホアプリ等による決済についての法的根拠が不明確（H31総務省通知により運用解釈）
- R3.3に地方自治法が改正され、スマホアプリ等による決済も可能とする「指定納付受託」制度が創設（R4.1.4施行）

4.収納の流れ



5.施行日

- 令和4年1月4日  
(指定納付受託者制度に係る改正地方自治法の施行日と同日)

6.参考（庁内の他の例規改正）

①会計規則、②証紙規則：指定納付受託者による納付に関する規定を新設（①R4.1.4施行、②R4.3改正予定）

（参考）指定代理納付者と指定納付受託者について

|        | 指定代理納付   | 指定納付受託   |
|--------|--|--|
| 決済サービス | クレジットカード<br>※スマホアプリ等の決済サービスは通知による運用解釈で可能   | クレジットカード<br>スマホアプリ等の決済サービス   |
| 事業者の要件 | 納付事務を適切かつ確実に遂行できる者として次の要件に該当するもの<br>①財産的基礎を有すること<br>②人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行できる知識・知識を有し、かつ十分な社会的信用を有すること |  |
| 告示     | 不要   | 要  |
| 検査等    | 法令上、特になし   | ①帳簿保存義務、②報告要求、③立入検査  |
| 歳入確保措置 | 法令上、特になし   | 地方税及び分担金等について、指定する日までに完納しないときは、保証人に関する徴収の例により指定納付受託者に対して滞納処分を行うことが可能 |
| 期間     | 令和5年3月31日まで<br>(改正地方自治法による経過措置)  | 令和4年1月4日から運用開始<br>(改正地方自治法の施行日)                                      |

## 第112号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

## 国東高校双国校の閉校について

## 1 これまでの経緯

- 昭和38年 双国高校設置（国東高校伊美分校と高田高校香々地分校を統合）
- 平成20年 国東高校双国校（分校）として新たに開校
- 令和元年 **令和2年度入学者の募集停止**を決定
- 令和3年度末 双国校 閉校（令和3年度在校生数14名（3年生））

## 2 募集停止及び閉校の理由

- ・県立高校の募集停止基準である「2年連続して在籍生徒数が総入学定員の3分の2未満」（定員充足率66.7%未満）の状態が**3年連続で続いていること**。（H29～R1）
- ・国見、姫島地域の中学校卒業予定者数の状況から、**今後の入学者増加の見通しが難しいこと**。
- ・**本校と一体化**することで、部活動の充実や専門科目の充実など、**教育環境の整備**を図ること。

1. 双国校 在籍者数推移

学校基本調査

| 学年/年度    | H27   | H28   | H29   | H30   | H31(R1) | R2    | R3    |
|----------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 1年生      | 24    | 17    | 13    | 15    | 14      |       |       |
| 2年生      | 27    | 24    | 17    | 13    | 13      | 15    |       |
| 3年生      | 29    | 27    | 24    | 17    | 11      | 12    | 14    |
| 総在籍者数(人) | 80    | 68    | 54    | 45    | 38      | 27    | 14    |
| 総定員      | 120   | 120   | 120   | 110   | 100     | 60    | 30    |
| 定員充足率(%) | 66.7% | 56.7% | 45.0% | 40.9% | 38.0%   | 45.0% | 46.7% |

※網掛け部分が在籍生徒数が総入学定員の2/3未満

2. 国見・姫島地域の中学校卒業予定者数

R1. 地域説明会提示データ

| 年度  | H31(R1) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|---------|----|----|----|----|----|----|----|
| 国見中 | 28      | 24 | 25 | 22 | 26 | 16 | 21 | 15 |
| 姫島中 | 9       | 14 | 13 | 9  | 11 | 17 | 5  | 14 |
| 合計  | 37      | 38 | 38 | 31 | 37 | 33 | 26 | 29 |

## 3 双国校募集停止後の対応について

- ・令和2年度、同校「総合ビジネス科」の発展・継承を図るため、**国東高校に「ビジネスITコース」を新設**。
- ・国東高校において、最先端技術を学ぶ**県内唯一の環境土木科を新設**。
- ・双国校の在校生・保護者の意向を踏まえ、国東高校への通学を可能とする**交通機関の整備**（バス接続等）や、**寄宿舎の整備**を実施。（令和2年度入学生から入寮。令和3年度現在 入寮者21名）

## 4 施行期日

令和4年4月1日



国東高校環境土木科 実習風景(測量)



国東高校 寄宿舎(改修後の様子)

第113号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

県立聾学校の移転について

1 改正内容

県立聾学校の盲学校敷地移転に伴う設置条例の一部改正

◎ 設置条例別表（第二条関係）特別支援学校の部 **大分県立聾学校の住所（位置）変更**

旧住所：大分市東大道2丁目5番12号 ⇒ **新住所：大分市金池町3丁目1番60号**

2 改正理由

第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく**大分地区の再編整備**として実施

背景

- 盲学校・聾学校
  - ▶ 在籍者数減
  - ▶ 施設・設備の老朽化（最新の設備なし）
- 大分市内知的障がい特別支援学校
  - ▶ 在籍者数が増加 → 教室不足
  - ▶ 一般就労をめざす生徒の進路希望達成、一般就労率の向上



第三次大分県特別支援教育推進計画

- 盲学校・聾学校
  - ・ 同一敷地での別運営を実施
  - ・ 障がいの特性に配慮した最新の設備を備えた学校へ
- 学校の新設
  - ・ 知的障がい特別支援学校を新設
    - ※ 大分市内の児童生徒数増加対策として
  - ・ 高等特別支援学校を新設
    - ※ 一般就労をめざす生徒の職業教育充実のため

3 学校の概要

県内唯一の聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校

- ・ 幼稚部、小学部、中学部、高等部本科、高等部専攻科

- 構造：鉄筋コンクリート造
- 階数：地上4階建、2棟
- 延床面積：4,687㎡
- 工事費：1,186,664千円
- 完成予定：令和4年2月10日

4 施行期日

令和4年4月1日



## さくらの杜高等支援学校新築工事の変更契約について

議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条により、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5億円以上の工事とされているため、本工事の変更契約締結に当たり、本議会に議案を提出するもの。

### 1 事業名

県立学校施設整備事業

### 2 工事名

高等特別支援学校新築工事

### 3 校舎の概要

鉄筋コンクリート造 6階建 延床面積 4,545㎡

### 4 変更工事内容

- 1 シートパイル工事の追加
- 2 地盤改良工事の追加
- 3 実習室厨房機器等の追加
- 4 防火措置等の追加



### 5 変更契約金額

変更前 958,201,068円(税込み)  
 変更後 1,035,351,900円(税込み) 77,150,832円増

### 6 工期

令和2年10月1日から令和4年1月31日まで

### 7 契約の相手方

大分市舞鶴町1丁目3番18号  
 梅林・後藤建設工事共同企業体  
 代表者 梅林建設株式会社 代表取締役社長 梅林 秀伍

